

2017（平成 29）年 12 月 8 日

文部科学大臣 林 芳正 様

全国学校事故・事件を語る会代表世話人

内 海 千 春

宮 脇 勝 哉

被害者救済の観点に立った学校事故・事件の事後対応の充実について（要望）

拝啓 寒気きびしき折柄 あわただしい師走となり、何かとご多用のことと存じます。

さて、私たち全国学校事故・事件を語る会として、被害にあった子どもの遺族及び家族の立場から、国公私立学校及び地方教育行政、私立学校等の担当課などが行う学校事故・事件発生後の対応（以後「事後対応」と略）のあり方に関しまして、下記 8 点について要望を行います。

文部科学省におかれましては別紙「添付資料」の内容も参考にさせていただいた上で、下記事項について、従来の学校や地方教育行政等の行ってきた事後対応のあり方を点検し、被害者救済の観点に立った取り組みをさらに充実させるよう、適切な対応をお願いいたします。

なお、本件要望事項に対する文部科学省側のご見解を、2018（平成 30）年 3 月末日までに書面にてお返事いただければ幸いです。

お手数をおかけいたしますが、ご返答のほどよろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 被害者救済と当事者の参加・合意重視の観点に立った事後対応を実施すること。
2. 当事者の「事実を知りたい」という願いに寄り添った初期（基本）調査の体制整備を行うこと。
3. 当事者の参加・合意形成とその前提となる事実関係等の説明を重視した調査委員会の運営を行うこと。
4. 被害者救済の観点に立った各種相談・支援を実施すること。
5. 事後対応に関わる指針類等の内容及びその周知のあり方の点検・見直しを行うこと。特に「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」と整合性がある形で、新しい「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」を作成すること。
6. 重大事故・事件防止等に関する教員養成段階及び教職員研修等の取り組みの点検、見

直しを行うこと。

7. 重大事故・事件の起きた学校及び教職員（集団）の「再生」に関する取り組みを充実させること。
8. 事後対応にかかわる教職員、行政職員、研究者、専門職の養成・研修を充実させること。

○本件連絡先

内海千春（FAX 0791-66-1108 e-mail HQC00120@nifty.com）

宮脇勝哉（FAX 0797-57-9640 e-mail miyawaki-katuya@mtc.biglobe.ne.jp）

<添付資料>

はじめに 一要望書作成に至る経過・背景一

2017年8月26日（土）～27日（日）の2日間、神戸市北区のホテルフルーツフラワーで行った全国学校事故・事件を語る会（以後「語る会」と略）の合宿では、住友剛氏（京都精華大学教授、元・文部科学省「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議委員）からの基調報告のあと、「事故死遺族」「指導死遺族」「いじめ自死遺族」「重い後遺症の残る本人と家族」の4つのグループに分かれて作業を行った。その作業は、いわゆるKJ法を使って、重大事故・事件発生直後からの自分たちの受けてきた「被害」の内容をふりかえり、言葉にして共有するというものである。

ちなみにこの2日間で、参加者は74人であった。また、この合宿には、実際に重大事故・事件で我が子を亡くした遺族や重い後遺症の残る本人と家族（遺族・家族には保護者と兄弟姉妹の両方を含む）だけでなく、マスメディア関係者や弁護士、研究者なども合宿には参加した。参加者は北海道から鹿児島まで、幅広い地域から集まった。

さて、この作業を実際に行ってみるなかで、たとえばある「指導死」遺族からは、「カタルシスにつながるKJ法。思いをことばにして共有、考えるという作業。自分の感情を、距離を置いて眺めてみた」が「事実を書くので精一杯。感情をことばにするのが難しい」という声もあがった。また、そのように遺族として感じた理由として、次のことが挙げられている。

- ① これまで誰かに安心して話せた経験、聴いてもらえた経験がない。
- ② 日本の風土（そういうことを話してはならない）。
- ③ 子どもが亡くなった直後からとんでもないことが起きる、やることがいっぱい。必死でもがいて今日に至っている。時間がたって「再構成」の段階に入っている。

ただ、その遺族からは「それでも『悔しい』という思いは語れた」との意見も出されている。また、「いじめ自死」の遺族のグループからは、「赤＝怒り、黄色＝悲しみ、緑＝うれしかったことと、付箋の色を分けてみた。気持ちがはきだせるようになった」「自分の体験したことで、気持ちにそって分類できた」との意見があった。そして、「重い後遺症の残る本人と家族」のグループからは、「カテゴリーがどんどんでてくる。まだまだ思いやできごととは出てきそうだ」との声も出されている。

なお、参考までに、合宿当日の様子がわかる画像をこの添付資料の最後に付けておく。

1：当事者の立場からあらためて課題をとらえなおす

—事後対応に現れる「被害」の実情—

では、合宿当日の語りに現れた当事者たちの「被害」、特に事後対応の過程で現れた「被害」の実情とはいかなるものか。以下6点に整理してまとめておきたい。

なお、合宿当日は先述のとおり、「事故死遺族」「指導死遺族」「いじめ自死遺族」「後遺症の残る当事者とその家族」の4グループに分かれて検討作業を行ったが、ここでは共通する内容も多いので、4つのグループから出された意見等をまとめて整理することにした。また、これ以後、被害者家族・遺族については「遺族・家族」と表記する。

(1) 「事実を知りたい」という願いと、歪められて伝わる事実

多くの遺族・家族にとって、重大事故・事件発生直後は「ありえないことが起きたので、当初はパニック。考える力もない」という。また、遺族・家族には「元気に送り出した子どもが、帰るときには亡くなっている。その間に何があったのか？ 落差が大きい。見ていない、知らない状況。そのギャップを埋めたい」という思いがある。

そこで遺族・家族は「事実経過を知りたい」と願うのだが、これまでの事後対応の過程では、後述するように「待っても教えてもらえない」ことや、「ウソの説明をされたり、口止めされたりする。事実が歪められている」と感じることが多い。

さらに、ある「事故死」遺族からは、「事故現場を見ていた人も口を閉ざす。たとえば子どもたちが受験のこと等で口を閉ざすと、ますます事実がわからない」との声もあった。また、「いじめ」自死の遺族からは「発生直後のアンケートを開示しない。原本を見せてくれない」という声も出された。

この点については、重大事故やいじめによるものを含む自死のケースで第三者調査委員会が立ち上がるようになっても、あまり状況が変わっていない面もある。たとえば、遺族・家族をサポートする立場からかかわってきたある弁護士は、次のように述べる。

いじめ防止法ができたとき、親が「事実を知りたい」と願っていた。そこから文科省や国会に働きかけた。「親の真実を知る権利」が本来あるはずなのに、その観点が不足している。教育行政が設置しているが、本来は調べられる対象のはず。そこをどのように変えていくのかを考えていく必要がある。

(2) 子どもが傷つき、亡くなるに至るまでの学校の対応への怒り、疑問

また、遺族・家族の側には、我が子が傷つき、亡くなるに至るまでの学校側の対応に対する疑問や怒りもある。

たとえばある「指導死」遺族は、「学校に対する許せない思い。「指導死」でいいのか？ 教師による「いじめ」では？」「『指導』ということばを免罪符にしている、子どもを死なせている」「『本人はそのとき、どう感じていたのだろうか？』と考えてみた。無力感、絶望感」と述べている。

あるいは、別の「指導死」遺族は、「男の子が本人というケース多い。まじめでやさしい子、責任感強く、気遣いをするからでは？」「男性教師の比率多い？ 個人的な感情を弱い

生徒にぶつけている？」とも言う。そして「その教師もなにか、学校のなかで追い込まれて、保身のしくみのなかで、子どもにうっぶんばらしをしているのでは？」と、「指導死」遺族の側からは見える。

ある「いじめ自死」の遺族からは、「圧倒的に学校への怒りの気持ちが大きい。みんな学校のことは信頼していた。他の保護者とそこは同じ。信頼していたのに裏切られたという思いが強い」「学校を指導しているはずの教育委員会、他の行政に対しても怒りがある」という声もあった。

(3) 「裏切られた」感の強い学校・教育行政の事後対応

さて、(1)(2)で述べたとおり、「事実を知りたい」と願うとともに、我が子が傷つき、亡くなるに至るまでの学校の対応に怒りや疑問を抱く遺族・家族は、学校・教育行政の事後対応の過程で、さらに「裏切られた」感が強まっていく。具体的には以下のとおりである。

たとえばある「いじめ自死」遺族は、「学校は親に寄り添ってくれると思っていた。ウソはいわない。何があったか調べてくれると思っていた。それだけ裏切られたということ。「二度殺される」(子ども、その次が親)という思いがある」という。また、ある「事故死」遺族は「指導していた学校側から、『本人はがんばっていた』と言われ、それで満足していたような話をされた。権限がない、前例がないと言われ、教育行政も調べてくれない」という。そして第三者調査委員会が立ち上がるケースについても、遺族・家族支援にかかわってきた弁護士から、「弁護士会から推薦、社会福祉士会からの推薦など、団体からの推薦がくせものでは？」という声が寄せられている。

さらに、「指導死」や「いじめ自死」遺族のグループからは、校長・教頭の対応に対する不満の声が多数あがっている。具体的には、たとえば次のとおりである。

- ・学校からの説明はお通夜で聴いた。泣き崩れているときに学校から「カウンセリングうけられます」と言われた。
- ・「病院に行ってください」と言われて、行ったらすぐに死亡確認だった。焼香に来たけど説明がなかった。
- ・事件翌日の記者会見で「行き過ぎた指導はない」と発表された。
- ・教頭が「部員との接触と控えてほしい」と言った。
- ・校長が始業式で自死のことに触れなかった。
- ・保護者説明会で遺族に無許可でして、顧問の言い訳(遺族のせい)ばかり流した。「あの先生はすばらしい」と校長が断言した。
- ・卒業アルバムは「在籍しないので載せない」と教頭に笑われた。
- ・「〇〇さん(遺族の名前)のおかげで大変になった」と言われた。
- ・不慮の事故で報告するように校長がもとめてきた。
- ・「学校に迷惑をかけた」と思う自分たち親が「今は伏せてほしい」というと、校長はそれを喜んで使ってくる。

このような事後対応のあり方に対して、ある「いじめ自死」の遺族は、「まどめの的にいう

と……。どうしても対立する相手が学校や教育委員会になってしまう。遺族は当初「赤子の手をひねるように」学校や教育委員会は手慣れた対応をしている。そういう相手にたまたかっていくしんどさがある」と語っている。

(4) 誹謗中傷の嵐と遺族の孤立感

遺族・家族の間から出された「被害」の実情のなかには、(3)の学校・教育行政の事後対応と同じく、遺族・家族に向けられた誹謗中傷とそれによる孤立の問題が数多く、共通して見られる。具体的には「事故死」「いじめ自死」「指導死」「後遺症の残る子どもとその家族」のケースに共通して、次のとおりである。また、そのなかには、(1)や(3)の事後対応のあり方が、遺族・家族への誹謗中傷を招いたり、遺族・家族の孤立感を深めてしまっているケースも見られる。

- ・学校や教育行政が事実経過を公表しない。学校側に問題が無かった等の報道がでる。それで一般の人の認識が決まる。そうすると、本人が悪い、親が悪いという誹謗中傷の嵐にさらされる。さも見てきたような話がでるが、事実と異なる。
- ・亡くなった子どもへの誹謗中傷は、我が子が「何度も殺されている」という感じになる。ウワサが真実のように扱われる。
- ・自分たち遺族・家族や被害にあった本人の情報が、警察などを通じて、あちこちから学校側にもれているように思われる。
- ・誹謗中傷のなかには、近所の人や信頼した人から何気なく言われること（「もう落ち着いた？」など）もある。なんとか日常生活をしようとするにもかかわらず、「元気になったね」とか言われる。「兄弟姉妹がいるからいいのでは？」「もっとつらい人がいるのだから」ということばだが、先方はなぐさめのつもりかもしれないが、こちらはつらい。それを親戚や実家の親にも言われたりもする。
- ・訴訟にしようとしたとたんに、攻撃が強くなる。
- ・地域の人々には、いじめや「指導」で子どもが死ぬことを知ってほしい。
- ・加害生徒側から、さまざまな言葉で攻撃を受けることがある（いじめ自死の場合）。
- ・地域で「村八分」的な扱いをうけた。被害を受けた自分たちが、なぜ地域では「村八分」のような状態になってしまうのか？
- ・遺族を孤立させる。まわりとの関係を断ってしまう。情報を伝えない。他の生徒などに「いま家に行くと迷惑がかかる。そっとしておくように」と言って、情報を入れない。意図的にそれをやっているように思う。
- ・保護者会の日時を知らせてくれない。

(5) 「正常な状態に戻りたい」という学校関係者たち

すでに(3)や(4)で述べたこととも重複するが、遺族・家族側から学校や教育行政の行う事後対応を見ると、それはあたかも重大事故・事件がなかったかのように「正常な状態に戻ろう」とするかのように見える。また、重大事故・事件を引き起こした自分たち学校側を遺族・家族が強く責めたてていて、困っている被害者であるかのようにふるまっているように見えている。たとえば、以下のような声が遺族・家族からあがっている。

- ・指導していた教員の側を見ていると、あたかも「加害者が被害者のようになる」かのようである。「あの子が亡くなって自分もつらい」「教え子を亡くした教師の思いがわかりますか」と言われる。
- ・教師を守るような署名活動も起きる。いままで元気だった教師が落ち込んでいるので、学校現場を正常に戻したい。そのためのうわさがまわる。
- ・先生は味方のふりをしているだけ。とても悲しい。

(6) 遺族・家族(兄弟姉妹を含む)の生活の激変と心身の苦痛

これまで(1)～(5)までで述べてきた状況のなかで生活することと通じて、遺族・家族の生活が重大事故・事件発生前から激変し、さまざまな形で心身の苦痛を生じさせることへとつながっている。具体的に遺族・家族からは、たとえば「自分自身の体調が変化。日常生活ができない、対人恐怖、救急車がこわい。死にたいと思うことがある」「転勤願いを出さざるをえなくなった。引っ越しせざるをえなくなった」「身体的被害と精神的被害の区別がむずかしい」「親も仕事ができない状態になる」といった声が寄せられた。

一方、重大事故・事件で亡くなったり深く傷ついた子どもの保護者だけでなく、その兄弟姉妹もまた、事後対応の過程でさまざまな「生きづらさ」に直面している。たとえば「兄弟姉妹のなかには心身がつかなくなったり、病気になったりした人もいる。ひきこもった人、不登校になったという人もいる。自分が学校などで特別扱いされている感じがした人もいる」との声が寄せられた。また、保護者である遺族・家族の側からも、「兄弟姉妹が普通に、すくすく育っていることが奇跡のように思われる。この子がどうなるかと思うと、こわい」との声があがっている。

2：当事者に共通して見られる諸課題

(1) 遺族・家族らに「追い打ち」をかける事後対応

さて、前出1(1)～(6)は、合宿でのグループ作業を通じて出された遺族・家族からの「被害」の実情に関する話を、あらためて共通する項目ごとに整理してまとめたものである。

この整理した内容からもわかるように、遺族・家族らは、重大事故・事件発生後、「我が子に何があったか？」を知りたいと願うとともに、断片的に知り得た事実経過などから、我が子が亡くなったり、深く傷ついたりするに至った学校側の対応などに怒り・憤りを覚える。そこからさらに遺族・家族らは詳しい事実経過を求め、調査・検証作業をするように働きかけるが、学校・教育行政側の事後対応の過程でその願いは裏切られ、ますます学校・教育行政側に不信感や疑問を抱くようになる。その際、窓口対応を行っている校長・教頭ら学校の管理職のあり方が問われていることに留意が必要である。また、第三者調査委員会の対応にも、このような遺族・家族らの求めることが十分に行われているとは言い難いケースが多々見られることを忘れてはならない。

他方で、学校・教育行政側は事後対応の過程で、重大事故・事件発生以前の「正常な状態」に学校を戻そうと、さまざまな取り組みを行う。そのプロセスで「学校側の対応に誤りがなかった」等の見解が表明されたり、あるいは、地域社会において遺族・家族が孤立

するかのような誹謗中傷が流されたりしている。また、遺族・家族側に保護者会の開催等の必要な情報が伝えられていなかったり、あたかも遺族・家族側から学校が責められ、苦しい状況に追い込まれているかのような認識が学校関係者によって示されたりもする。そして「正常な状態」に学校を戻そうとする人々の動きがさらに強まり、遺族・家族の孤立感が深まることになる。

このようにして遺族・家族の孤立感が深まると、なかには仕事に行けなくなったり、家事などの日常生活ができなくなるほどの心身の苦痛を訴える遺族・家族も出てくる。また、亡くなったり深く傷ついたりした子どもの兄弟姉妹もまた、重大事故・事件発生後、さまざまな形で日常生活面での緊張にさらされ、心身の苦痛や将来への不安を抱くことになる。そして、そのような兄弟姉妹を日々見ている保護者としての遺族・家族は、自らの苦痛や葛藤を抱えながら、なかなか思うように対応してくれない学校・教育行政と交渉し、さらに兄弟姉妹とのかかわりを続けるなど、二重三重の困難に直面することになる。

以上のことからわかるとおり、兄弟姉妹を含む遺族・家族の多くは、我が子が亡くなったり深く傷ついたりしたこと自体が生みだした心身の苦痛、怒り、憤り等の被害（一次被害）に加えて、学校・教育行政による事後対応の過程で、誹謗中傷や孤立感など、さらなる「追い打ち」的な被害（二次被害）を受けている。その一次被害・二次被害の複雑な絡み合いのなかで、遺族・家族は日常生活への困難を感じるとともに、実際に仕事ができない、転居せざるをえないなどの多大な不利益を被っているといえるのである。

（２） まだ知られていない遺族・家族の実情

—当事者に「追い打ち」をかけているのは誰なのか？—

では、それが子どもの自殺（いじめによるもの、指導死の両方を含む）や事故死、あるいは重い後遺症のある子どものケースなのかを問わず、遺族・家族がその重大事故・事件発生後どのような状態におかれているのかについて、はたして事後対応のプロセスにかかわる関係者の間で、どの程度、理解ができているのだろうか。

もしも仮に1（１）～（６）で述べたような諸課題について、たとえば学校や教育行政の関係者あるいは調査委員会の作業に携わる研究者・専門職などの理解が、あまりにもできていなかったとする。そうすると、事後対応のさまざまな場面において、遺族・家族側が「なぜ、そのような主張をするのか？」「どうしてそのような意見を言うのか？」が認識できず、ただ「自分たち調査委員会の対応にクレームをつけてくる存在」「学校や教育行政を混乱させようとするだけ」のように見えて、過剰に防衛的に対応しかねない。そして、そのような学校・教育行政の関係者及び調査委員会の作業に携わる研究者・専門職の防衛的な反応がさらに、遺族・家族からの不信感、対立を招いてしまうことになる。

たとえば1（１）で述べたように、遺族・家族にしてみると、まずは「我が子がなぜ、このような重大事故・事件に直面してしまったのか？ その経過や背景を知りたい」という、ただそれだけの願いが出発点である。また、遺族・家族としては、その経過や背景について詳しい説明を学校・教育行政の側から受けた上で、「どうしてこのような事態に至ったのか」を「腑に落ちる」ようにしてほしいだけのことである。その説明が得られない、納得できない、不十分だと思うからこそ、「もっと詳しいことを知らせてほしい」と学校・教育行政に働きかけたり、あるいは「もっとていねいに調べてほしい」と調査委員会に要

望をするわけである。

逆に言えば、遺族・家族の「事実経過や背景を詳しく知りたい」という願いにとことんまでつきあう姿勢を事後対応の当初段階から学校・教育行政が示し、それを貫きとおすことができれば、調査委員会の設置は必要ないかもしれない。また、調査委員会の設置後、その当該の委員会がくり返し事実解明に関する遺族・家族の要望を聴き、できうる限りの対応が行われたのであれば、出された報告書に対する疑義や厳しい批判などは出てこないかもしれないのである。

だとすれば、2（1）で遺族・家族に「追い打ち」をかける事後対応と述べたが、それを実際にしてしまっているのは誰なのか。すぐにわかることであろう。

3：当事者（特に遺族・家族）の求めている事後対応（総論）

ここで、あらためて1・2で述べた事柄を次の4点に整理しなおすかたちで、当事者（特に遺族・家族）の求めている事後対応に関して、「総論」的なことを述べておきたい。

（1）従来の事後対応に対する批判的な検証作業の必要性

—「当事者側からその事後対応はどのように見えるのか？」を理解すること—

1で述べたような遺族・家族の直面する「被害」の実情は、たとえば、文部科学省が作成した次のような指針類での遺族・家族対応のあり方について、あらためて批判的な検証作業を行う必要があることを指摘するものである。

○学校の安全を確保するに当たり、まずは、事件・事故等の発生を未然に防ぐこと（事前の危機管理）が重要です。万一事故が発生してしまった場合には、学校や学校の設置者は、事実をしっかり向き合い、事実を明らかにするという姿勢が重要です。そして、そこで明らかとなった事故の教訓を真摯に受け止め、今後の事故防止のための安全管理や安全教育に生かし、児童生徒等の安全確保の取組を徹底していくと同時に、被害児童生徒等の保護者に対しては、誠意をもって支援を継続していくことが必要です。

（文部科学省「学校事故対応に関する指針」25ページ）

○学校及び学校の設置者が、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が何よりも重要である。

○学校及び学校の設置者は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

○背景調査実施に当たり、この趣旨、目的・方法・得られた情報の取扱いなどについて、遺族・保護者・子供に丁寧に説明しておく必要がある。

（文部科学省「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」3ページ）

○亡くなった子供を最も身近に知っている遺族の協力が背景調査の実施に不可欠である。

○遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

（同上、5ページ）

○学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の

結果について適切に説明を行うこと。

○自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、学校の設置者又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。学校の設置者及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。

(文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」2～3ページ)

上記3つの指針類は、重大事故・事件発生時の対応において参考にするべきものとして、いずれも文部科学省が作成し、各地の地方教育行政や私立学校の設置者などに配布し、周知を図っているものである。

しかしながら、これまで述べてきたことでも明らかのように、文部科学省の指針類において「事実をしっかり向き合い、事実を明らかにするという姿勢」の重要性などが説かれていても、実際の学校・教育行政が行っている事後対応は、少なくとも「語る会」に集う遺族・家族の側から見る限り「まだまだ、適切なものとはいえない」のが実情である。

特に「自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと」や、「遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う」といった指針上のことばは、遺族・家族にとって「一筋の光明」のようにも見えなくはない。

しかし、この指針上のことばに即して実際に対応できるように、たとえば事後対応に携わる学校や教育行政の関係者、あるいは第三者調査委員会で実務を担う研究者・専門職などが適切に訓練されているのであろうか。また、その訓練の大前提として、これらの関係者が遺族・家族のことばに直に触れ、そのことばを手がかりにして、従来の事後対応のあり方を検証しなおすような機会を設けてきたのだろうか。

文部科学省としては上記の指針類を作り、その周知に努めることで一定の責任を果たした気になっているのかもしれない。しかし「語る会」に集う遺族・家族の実情からすれば、周知自体もまだまだできているのかどうか怪しい上、周知されたとしても「その指針の趣旨のとおり動ける関係者がどの程度いるのか？」というところである。

(2) 特に初期(基本)調査と調査委員会による調査の両方のあり方を当事者の立場から点検し、その課題に応じて、必要な条件整備を実施すること

先に1や2(2)でも述べたとおり、遺族・家族の側が切実に願うことの出発点は、「我が子に何があったのか、その事実経過や背景について詳しく知りたい」ということである。そのことに関する説明が不十分であったり、あるいは説明の前提となる調査・検証作業が不徹底であるからこそ、遺族・家族側としては学校・教育行政の側にさらなる調査・検証作業を求めたり、調査委員会の出した報告書に対する厳しい批判・指摘をせざるをえなくなるわけである。

だとすれば、たとえば重大事故・事件が発生した際、まずは当該の学校における初期調査(自殺の場合)・基本調査(事故の場合)を、その当該の学校が主体的かつ徹底的に実施すること。このことを、まずは事後対応の基本原則として確立しなければならない。その

上で、それが可能となるような教職員の人員配置や研修・訓練の実施等に努めなければならない。

この点で言えば、たとえば文部科学省「学校事故対応に関する指針」では、調査の実施対象となる重大事故・事件について、次のように述べている。

登下校中を含めた学校の管理下において発生した死亡事故及び2-2(3)の報告対象となる死亡以外の事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向を踏まえ、学校の設置者が判断した事故とする

これについては、「～のうち、被害児童生徒等の保護者の意向を踏まえ、学校の設置者が判断した事故とする」の部分を削除すべきであろう。すなわち、原則として対象となる重大事故・事件については、すべて当該の学校が主体的かつ徹底的に調査を行うことにする。その上で、「どのような調査を行って、どのような形で説明をしてほしいのか」などについて、当該の児童生徒らの保護者の意見を聴取して、適切に初期調査の実施過程に反映していくことを原則とすべきである。

その上で、各学校が主体的・徹底的に初期（基本）調査を実施するためにも、教職員の研修・訓練が必要である。そのためにも、たとえば「学校事故対応に関する指針」では、「1事故の未然防止及び事故発生に備えた事前の取組」のなかに、「(1)教職員の資質の向上（研修の実施）」という項目がある。ここでいう「研修」の例として「事故発生時の対応訓練（被害児童生徒等及びその保護者への対応を含む）」が挙げられているが、これらの訓練に加えて、「重大事故・事件発生時の事実確認の作業」や「基本調査時点で判明した事実経過を被害児童生徒の保護者に適切に伝える方法」などについての研修・訓練も含めるべきである。

さらに、「学校事故対応に関する指針」の「1 事故の未然防止及び事故発生に備えた事前の取組」では、学校の設置者や都道府県等の（私立学校）担当課に対して、重大事故・事件発生時の学校が行う対応のサポートができる体制を整えておくことが求められている（8ページ）。この「サポート体制」のなかには、たとえば「重大事故・事件発生時の事実確認の作業」や「基本調査時点で判明した事実経過を被害児童生徒の保護者に適切に伝える方法」をよく知る教育行政の担当職員の確保、研修・訓練が含まれていると考えなければならない。

一方、調査委員会による調査・検証作業を行う場合も、その設置に先立って、たとえば初期（基本）調査時点で判明している事実経過や、初期（基本）調査のすすめ方等に対する疑問や批判、意見などの聴取を含めた形で、当事者たる遺族・家族からの調査・検証作業に対する意見・要望の聴取が適切に行われ、調査委員会の運営に適切に反映されなければならない。

また、調査委員会による調査・検証作業の実施時においても、その作業の進捗状況やその時点で判明している事実経過等の概略などが適宜、当事者たる遺族・家族に知らされた上で、さらなる調査・検証作業の実施に向けての要望・意見等を表明する機会が設けられるべきである。もちろん、そこで表明された要望・意見等は、適切な形でその後の調査・検証作業に反映されなければならない。

そして、調査委員会が調査・検証結果をとりまとめ、最終的な報告書を出す段階においても、あらかじめその報告書の内容について遺族・家族が当事者として説明を受けた上で、

必要な作業が十分に行われているかを確認・点検し、一定の了解が得られた段階でその報告書を行政側に提出・公表へという手順をふむべきである。でなければ、その調査委員会のとりまとめた報告書の内容に対して、行政側への提出・公表後に重大な疑義・批判などが当事者たる遺族・家族側から寄せられることになり、調査・検証作業の信頼性を大きく損なわれることになる。

このように、調査委員会による調査・検証作業の信頼性を一定のレベル以上に担保するためにも、また、当事者である遺族・家族の「事実を知りたい」という願いに寄り添うためにも、上述のとおり、調査・検証作業の開始時から途中段階、そして終了に至るまでの諸過程で、調査委員会から遺族・家族が当事者として適切に事実経過等の説明を受けたり、意見・要望等を述べる機会がくり返し設けられるべきである。「学校事故対応に関する指針」19ページの次の記述も、上述の趣旨に即して解釈し、運用されるべきである。

③報告書の公表

○報告書を公表する段階においては、被害児童生徒等の保護者や児童生徒等など関係者へ配慮して公表内容、方法及び範囲を決める。

④被害児童生徒等の保護者への適切な情報提供

○調査委員会での調査結果について、調査委員会又は学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に説明する。なお、調査の経過についても適宜適切な情報提供を行うとともに、被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。

また、当然ながら、調査委員会の委員や調査員らも、このような当事者たる遺族・家族との対話を継続しつつ調査・検証作業の運営にあたることができるよう、適切な研修などを行わなければならない。これに加えて、調査委員会の事務局を務める行政職員らについても委員・調査員らと同様の研修を行うとともに、事務局の担当職員が調査委員会と遺族・家族との協議を妨害することがないように努めなければならない。

なお、基本的に調査委員会の運営は委員長を中心に、その調査委員会の委員らが中心的に担うべきである。また、調査委員会の委員は自ら主体的にその運営のあり方について意見を述べ、委員長を中心に対応方針や見解をまとめるべきである。事務局たる行政職員は、あくまでもその調査委員会の補助的な役割を担うことに専念すべきである。調査委員会の委員らが何かと「事務局の行政職員任せ」の対応を行ったり、事務局の行政職員側が何かと調査委員会の動きに注文を付け、それに即した動き方を委員らがしてしまうことは、調査委員会の「公平さ」を当事者たる遺族・家族側から疑わせることにもなりかねない。

以上、ここでは「学校事故対応に関する指針」を用いて説明したが、同様の課題があることは、たとえば自殺が起きたときの背景調査や、いじめ防止対策防止法にもとづく重大事態発生時の対応に関しても言えることである。この点を記しておきたい。

(3) 遺族・家族らに対する相談・支援体制の整備

—「当事者の視点」に立った相談・支援ができているのかどうか?—

一方、1で述べた「被害」の実情をふまえて、「語る会」に集う遺族・家族らは「相談窓口の整備」や「当事者間の交流、相互支援」の拡充を求めている。

具体的に言うと、遺族・家族らからは、たとえば「相談窓口の整備」について、「ソーシャルワーク的な専門職、相談できる場所・人の確保。人的資源、社会資源がほしい」「被害

者の立場で相談にのってくれる場所がほしい」「相談できる窓口に出会えるように。また、相談できる窓口どうしのネットワークができれば」といった声があがっている。

あるいは「当事者間の交流、相互支援」について言えば、「同じ体験をした人たちと出会えるように、報道関係者から積極的に伝えてほしい」「被害者家族・本人の発言できる場が欲しい」「いつも問題になるのは、親自身が声をあげづらいこと。子どもの側が「何かいけなかったのではないか？」と考えてしまいがち。他の似たようなケースの親たちに、どのようにメッセージを届けていくか？」「このような学習会、交流会の存在を、他の遺族のみなさんや被害当事者のみなさんに周知していくか？」「孤立しがちな当事者のみなさんに、だれがいちばん、接触できるのか？ 報道のみなさんからぜひ、このような学習会、交流会、団体のことを周知していただければ・・・」といった声が寄せられている。

その一方で、文部科学省が作成する各種指針類においても、例えば次のように遺族・家族（兄弟姉妹を含む）や被害にあった子ども自身への支援のあり方が説明されている。

被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めること。この際、可能な限り、学校の教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が寄り添いながら、専門機関による支援につなげることが望ましい。また、被害児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる 場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行うこと。

（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」10 ページ）

○被害児童生徒等の保護者への支援に当たっては、被害児童生徒等の保護者の心情に配慮した対応を行う。

【参考例】「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（【参考資料7】参照）

○被害児童生徒等の保護者への説明は対応窓口を一本化し、説明が矛盾することなく、事実を正確に伝えるようにする。

○被害児童生徒等の保護者への支援は、継続的に行う必要がある。人事異動で学校又は学校の設置者の対応窓口が変わる場合も、継続的な支援が行えるよう、情報共有と引継ぎの体制を構築する。

○ 事故にあった児童生徒等の兄弟姉妹へのサポートは学校の大切な役割となる。 兄弟姉妹が他校にいれば、他校と連携し、継続的なサポートを行う。

○学校は、被害児童生徒等の保護者に寄り添った対応を行い、その求めに応じて、信頼できる第三者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）を紹介し、相談・支援が受けられるようにする。

（文部科学省「学校事故対応に関する指針」21～22 ページ）

このような指針類の遺族・家族支援のあり方に関することばも、そのことばだけを読んでもいけば遺族・家族にとって「一筋の光明」に見えるものである。しかしながら、これもまた前述の3（1）と同様、実際に学校や教育行政の事後対応の過程において、どの程度のことか実現できているのであろうか。また、「被害児童生徒等の保護者」あるいは「被害児童生徒」本人の心情に即した相談・支援の実務に長けた専門職等は、実際にどの程度、学校や教育行政に配置されているのであろうか。

さらに、たとえば1で述べたとおり、遺族・家族に対して「追い打ち」をかけるかのような事後対応が校長・教頭らの一本化された学校側の対応窓口によって行われてしまった

場合、はたして遺族・家族は、学校・教育行政の提供する相談・支援の営みに信頼感を抱くのだろうか。また、「事実を知りたい」ので「詳細な調査・検証作業を求めたい」と願う遺族・家族の願いと、それが遮られることが生み出す心身の苦痛は、はたしてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の相談・支援によって解消されるのだろうか。

以上のように考えると、この（２）「遺族・家族らに対する相談・支援体制の整備」という課題についても、（１）と同様、文部科学省作成の指針類の趣旨をたとえ前提としたとしても、「それが営まれている実際の状況は、遺族・家族から見て、どのような状態にあるのか？」という点で、あらためて実情の把握、検証作業が必要不可欠といえるのである。

（４） 事後対応の諸過程における当事者との合意形成の必要性

―「当事者抜きに、当事者のことを決めない」ということ―

ここまで３（１）～（３）で述べたとおり、文部科学省の指針類には遺族・家族への説明や心情への配慮、相談・支援体制の整備等に関して、一見、遺族・家族側から期待を持たせるかのようなことばが見られる。また、そのことばの趣旨に即して、実際に学校・教育行政の事後対応が行われたり、あるいは研究者・専門職らによる相談・支援、さらには調査委員会などの調査・検証作業が行われていけば、１や２で述べた遺族・家族に起きているさまざまな「被害」はかなり解消・緩和されるのではないかとも思われる。

しかしながら、ここまで述べてきたことでも明らかのように、文部科学省がいくら指針類のなかで遺族・家族側に寄り添った内容を盛り込んだとしても、その趣旨を実現することができるだけの現場対応ができなければ、やはり「絵に描いた餅」にしかならない。また、１や２で述べたとおり、現状では、当事者である遺族・家族に適切な説明を行ったり、その要望を聴取し、合意を形成したりするかたちでの事後対応は、まだまだ不十分な形でしか行われていない。

このように考えるならば、少なくとも今後、さまざまな指針類の検討や周知の場面、あるいはその指針類に即した動きができるようになるための学校・教育行政の担当職や研究者・専門職の養成・研修等の場面などに、積極的に当事者（特に遺族・家族）の声や視点を活かしていく工夫が必要不可欠であろう。

たとえば今後、指針類を見直すための有識者会議を設置する場合には、当事者側の委員の参加や、当事者側からのヒアリングの実施が必要不可欠である。すでに文部科学省は「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議でこれを実施しているが、今後もくり返し、このような会議体を設ける場合には、当事者側の委員の参加を求めたり、当事者からのヒアリングの機会を拡充していかなければならない。

あるいは、各地の教育行政や学校が実施する事故防止研修等の場に遺族・家族が講師として招かれ、遺族・家族側から学校・教育行政の従来の事後対応がどのように見えてきたのかをよく理解させていく必要もあるだろう。

そして、実際に重大事故・事件が発生した場合の第三者調査委員会の委員（候補者）や、あるいは遺族・家族支援にあたるソーシャルワーカー・カウンセラー等の専門職に対しても、事前の養成・研修の段階で、まずは遺族・家族の話を聴く機会を設けるべきである。また、実際にケース対応にあたる場合には、直接、当事者たる遺族・家族の意見・要望を

何度もくり返し聴くとともに、必要な説明・情報提供を行えるように文書公開等の制度を整えていく必要もあるだろう。

このように、今後の事後対応に関しては、何事においても「当事者抜きに、当事者のことを決めない」ということを重視した対応が、文部科学省や各地の教育行政、学校現場、そして調査委員会の委員・調査員や当事者支援にあたる研究者・専門職にも求められること、そのことを忘れてはならない。当事者との合意形成の努力なしに、学校・教育行政や調査委員会にかかわる研究者・専門職が一方的に、自分たちの都合でばかり先走った動きを示していると、当事者たる遺族・家族としては黙っていられなくなるのは当然である。

4：特に今後の事後対応の改善に向けて当事者から教育行政に求めたいこと

以後、ここから先は、特に今後の事後対応の改善に向けて、文部科学省や各地の教育行政、私立学校の設置者などに求められることを整理しておきたい。以下に述べる内容は、いずれも、1で述べた「被害」の実情をふまえて、「語る会」合宿に参加した遺族・家族ら（被害者本人や兄弟姉妹を含む）から出された意見・要望を整理・集約したものである。

以下の内容の実現に向けて、文部科学省が各自治体任せにすることなく、積極的にリーダーシップを発揮するかたちで今後、さまざまな施策に取り組んでいただきたい。また、各自治体においても自ら主体的に、下記の要望事項の実現に向けて全力で取り組んでいただきたい。

(1) 被害者救済と当事者の参加・合意重視の観点に立った事後対応を実施すること。

すでに1～3で述べてきたとおり、従来の事後対応においては、調査・検証作業の実施にあたって、遺族・家族ら当事者と学校・教育行政との間での合意形成を図ったり、あるいは遺族・家族らの「事実を知りたい」という要望などに真摯に対応したりする等の被害者救済の観点に立った取り組みが、まだまだ不十分であった。その結果、重大事故・事件で我が子を亡くしたり、深く傷ついたりした遺族・家族に「追い打ち」をかけるかのような事後対応が行われ、「二次被害」に苦しむケースも多数生じてきた。

このような事後対応をくり返さないためにも、まずは被害者救済と当事者との合意形成・参加の重視という2つの観点に立って、学校・教育行政が事後対応のさまざまなプロセスで各種作業の進捗状況や判明している事実経過等について、当事者にまずは適切な説明を行うこと。その上で、当事者である遺族・家族の要望を適切に聴き取るとともに、合意をひとつひとつ積み重ね、着実に実施するなかで、信頼関係の構築に努めること。このような事後対応を実施することが今後、重視されなければならない。

特に、当事者の参加・合意形成や被害者救済の大前提には、遺族・家族らの〈「事実を知りたい」という切実な願い〉に答えるということが据えられなければならない。また、この〈「事実を知りたい」という切実な願い〉に答える営みは、初期（基本）調査の段階から調査委員会の対応の段階に至るまで、ありとあらゆる場面で重視されなければならない。学校や教育行政、あるいは調査委員会にかかわる研究者・専門職が遺族・家族の意見や要望に耳を傾けなかったり、知り得た事実を隠したり、事実と異なる説明をすることは、当然ながら、信頼関係の構築の妨げにしかならない。遺族・家族との協議に応じず、一方

的な調査結果等の説明を行って「終わったことにする」かのような学校・教育行政、調査委員会の対応について、当事者たる遺族・家族が納得できず、マスメディアなどを通じて厳しく批判・非難の声を上げるのも、当然のことであろう。

文部科学省としては、これまで作成してきた指針類ですでにそのような方向性を示してきたつもりなのかもしれない。しかし、実際にその方向性に即した事後対応は、まだまだ学校現場で、教育行政で、そして調査委員会では不十分な形でしか行われていないというのが、当事者側の認識である。そこで、まずは文部科学省自体が当事者側の認識を重く受け止め、各種指針類の趣旨実現がうまくすすんでいない要因を検証し、ひとつひとつ、問題点の是正に努めていただきたい。

その上で、重大事故・事件に際して、幸いにして当事者である子ども・若者が命をとりとめた場合、その子ども・若者本人の意見や要望を適切に聴取し、事後対応の各場面に反映させていただきたい。「当事者抜きに、当事者のことを決めない」という原則に立てば、まずは被害にあった子ども・若者自身が合意したり、納得できたりする事後対応でなければ、やはり本人自身の回復にも、学校・教育行政側の事後対応の取り組みにも、さまざまな悪影響を及ぼすことになるであろう。また、初期（基本）調査や調査委員会による調査、そして再発防止策づくりの各場面においても、まさに生存した当事者でなければわからない事実関係や背景要因と考えられる事項もあるのではなかろうか。

（２） 当事者の「事実を知りたい」という願いに寄り添った初期（基本）調査の体制整備を行うこと。

ここでは、まずは初期（基本）調査段階での被害者救済及び当事者の参加・合意形成のあり方について述べておきたい。

総じて、「まずは、重大事故・事件の発生した学校が責任をもって事実を詳しく調べ、ほんとうのことを包み隠さず、適切に遺族・家族に説明できるようにしてほしい」ということが、遺族・家族の率直な願いである。また、この「事実を詳しく調べてほしい」「ほんとうのことを教えてほしい」ということが、先述の被害者救済及び当事者の参加・合意形成の観点に立った事後対応の出発点に据えられなければならない。このことはいわば、従来、当事者たる遺族・家族側から「知る権利」の保障としてくり返し要望されてきたことである。当然ながら「何を知りたいか？」について遺族・家族が意見や要望を述べる機会を、学校・教育行政側は初期（基本）調査段階においても適切な形で保障しなければならない。

そこで、当事者の「知る権利」の積極的な保障を前提として、さらなる重大事故・事件発生時の初期（基本）調査の体制整備を文部科学省及び地方教育行政などの主体的な努力で取り組んでいただきたい。つまり、重大事故・事件発生後の学校が遺族・家族からの意見や要望を適切に聴き取り、主体的に事実関係を調べ、判明したことを速やかに当事者に説明できるように、それ相応の人員配置や研修・訓練等を積極的に行うことが必要だということである。

特にこのことに関していえば、これまでも文部科学省の指針類で遺族・家族らへの説明、情報提供の重要性は語られてきたところであるが、それをさらに「遺族・家族らへの報告義務」として確立させていただきたい。また、たとえば「個人情報保護」の観点から、遺族・家族であるにもかかわらず、学校にある亡くなった我が子のメモなどが持って帰れな

い場合や、アンケート結果などが開示されない場合がある。この点を改善して、もっと使いやすくしていただきたい。

なお、合宿時に遺族・家族らが調査・検証作業に対して要望していたことは、以下のとおりである。

- ① 児童福祉の領域での「チャイルド・デス・レビュー」に準じて、学校での死亡事故事例をすべて調査・検証できるような体制を整えていただきたい。また、警察や病院などの関係機関が調べて判明したことも、遺族・家族に適切に開示・説明をしてほしい。
- ② あるいは、学校事故の調査等の実施を、航空機事故の対応と同じくらいにしてほしい。
- ③ 子どもの自死が起きたときのアンケートについては、実際には今、各学校で対応がまちまちで、学校の都合のいいものがつくられている。遺族の思いと離れているので、項目を共通化してほしい。「正しい対応の指針」にしてほしいので、勝手に「事態の沈静化のようなマニュアル」に作り替えないでほしい。

このほか、遺族・家族の間からは合宿終了後、たとえば「初期調査時のアンケートの結果を開示する際に、子どもたちから出た情報を黒塗り（マスキング）して渡すことはしないでほしい。アンケートを取る時点から、それを前提にしたかたちにしてほしい」という声があがっている。このことについても、当事者の「知る権利」の保障という観点から、あらためて改善を要望しておきたい。

これに加えて、初期（基本）調査及び次の調査委員会を設置・運営して行う調査・検証作業のどちらにおいても、調査・検証作業時に作成したり閲覧した資料・文書類や聴取時の音声データ、アンケート調査の回答など、その重大事故・事件のケースに関する情報のすべてを適切に保存し、破棄することのないようにしていただきたい。また、その保存した情報は遺族・家族や被害にあった子ども・若者本人などの求めに応じて、適切に情報開示できるようにしていただきたい。さらに、その情報の保存の期間も、調査委員会の報告書提出後もできるだけ長く、数十年という期間で保存をしていただくよう求めたい。このこともまた、当事者の「知る権利」の保障という観点から改善を求めたいところである。

（３） 当事者の参加・合意形成とその前提となる事実関係等の説明を重視した調査委員会の運営を行うこと。

続いて、初期（基本）調査の次の段階、すなわち調査委員会を設置・運営して調査・検証作業を行う段階について述べる。ここでも（１）で述べたとおり、被害者救済及び当事者の参加・合意形成という観点に立った調査委員会運営を行っていただきたい。

そもそも、本来（２）で述べた初期（基本）調査が当該の学校において適切に実施されていれば、調査委員会による調査・検証作業は「不要」に近づくはずである。にもかかわらずそれを各種指針類にもとづいて実施しなければいけないとしたら、それは初期（基本）調査段階における被害者救済の観点、あるいは当事者の参加・合意形成の観点に立った学校側の対応に、何らかの課題があったからではないかとも考えられる。

だとすれば今後の調査委員会の調査・検証作業は、初期（基本）調査段階での取り組み以上に、当事者の参加・合意形成を重視したものにならないと、遺族・家族からの信頼を失うものになりかねない。

特に、たとえば調査委員会の立ち上げに際しての調査事項や委員の人选等の要望・意見の聴取に始まり、調査・検証作業の開始後にもたとえば判明した事実の概要説明を随時行うとともに、今後の取り組みに関する要望聴取を行うこと。そして調査・検証作業終了時の報告書の内容や情報開示のあり方、再発防止策の実施等に関する説明や要望・意見の聴取を行うことなど、調査委員会の運営のありとあらゆる場面で、できる限り当事者への説明や参加、合意形成をはかっていく必要があるだろう。

また、このような調査委員会による遺族・家族への事実経過の説明（途中経過を含む）や要望・意見の聴取は、調査委員会の委員・調査員ら構成メンバーによって行われるべきである。また、調査委員会事務局の行政職員は、あくまでもその調査委員会の取り組みを補助するだけの役割にとどまらなければならない。調査委員会の委員・調査員らが何事も事務局任せになること、逆に事務局が調査委員会の委員・調査員らを動かすような事態になることは、行政側が調査委員会を裏から主導して事実を隠そうとしている等、遺族・家族の側から見ると数々の批判・非難を招くことになりかねない。

それゆえ、被害者救済及び当事者の参加・合意形成を軸とした調査委員会運営が可能となるように、たとえば教育行政等の事務局体制の整備、調査委員会（委員及び調査員）を構成する研究者・専門職の養成・研修等も、各種指針類の内容の見直し等と併せて行われなければならない。

ちなみに調査委員会の運営に関して、前述の合宿時に遺族・家族側から出された要望は、次のとおりである。

- ① 調査委員会は「常設」で「学校から独立」したものを、専門的な調査・救済機関として設置してほしい。また、調査委員会はほんとうに利害関係のない第三者での構成を望む。そして、「いじめ」問題を扱う場合は、この問題に長けた人を必ず入れてほしい。
- ② 第三者調査委員会は、できるだけ自分たち遺族・家族に寄り添う形で運営をしてほしい。第三者委員会自体が「忖度」を学校等に対して行ったり、「亡くなった子はしかたがない」とは考えないでほしい。
- ③ また、第三者調査委員会の運営状況や調査結果の報告は、できるだけ詳しく行ってほしい。特に調査結果の報告は、「あなたのお子さんはこんな感じでした」と細かい時系列で事故を再現するように（ビデオで描けるように）、納得できるように、まずは事実を伝えてほしい。
- ④ 少なくとも川西市子どもの人権オンブズパーソンでは、調査・検証の過程において、なにかと「学校は～」「申立人は～」と、両者の橋渡しをしてくれた。両者を分断するような機関ではなかった。お互いが納得して事実が受け入れられるように働きかけてくれた。このような対応をしてほしい。

また、合宿後に遺族・家族から寄せられた意見・要望のなかには、次のものがある。

- ① 重大事態の起きた学校や教育委員会は、その事態に対する調査がすべて終了し、報告書提出が完了するまで、人事異動をしないしてほしい。
- ② 調査委員会の委員のなかに、子どもの人権に関して見識のある人を必ず入れてほしい。
- ③ 調査委員会の会合については、発言者がわかるように議事録を作成してほしい。また、それを遺族・家族に開示してほしい。
- ④ 重大事態が起きたときの調査（初期調査及び調査委員会による調査の両方）や遺族・家族対応に問題がないかどうか、文部科学省がチームを派遣して、学校や教育行政を監督、確認してほしい。
- ⑤ 事後対応の指針類に即した対応を適切に行わなかったり、事実隠しなど意図的に妨害したりした教職員や教育行政職員には処分を行うことも検討してほしい。

（４） 被害者救済の観点に立った各種相談・支援を実施すること。

一方、重大事故・事件発生後の相談・支援機関の整備に関して、遺族・家族の側からの意見・要望は次のとおりである。いずれも被害者救済の観点に立った各種相談・支援の実施を求めるものばかりである。文部科学省の従来の指針類においても、このような観点に立って中身が不十分な点がないか検証し、問題点を是正していただきたい。

- ① 亡くなった子どもや深く傷ついた子どものことを忘れずに、兄弟姉妹を含む遺族・家族への支援を行うようにしてほしい。そのために、遺族・家族の権利回復のための「章典」をつくるなど、遺族・家族支援のための基本的な考え方、理念を明らかにする。
- ② 重大事故・事件被害者・遺族が使える初期対応マニュアルのようなもの（たとえば「相談機関はここで、ここなら相談できますよ」という案内等）を、国の責任でつくる。
- ③ 遺族・家族が相談する場所（〇〇課、〇〇室）を地方自治体の公的機関で設置する。その機関の全国的なネットワークをつくる。
- ④ 遺族・家族や被害者本人のために動けるソーシャルワーカー、専門の相談員（カウンセラー）を増やす。また、遺族・家族や被害者本人が、自宅から近いところで利用可能な社会資源（弁護士や医療などの専門職、警察等）の活用をはかる。

なお、遺族・家族や被害にあった子ども・若者本人の「その後」の生活を支えていく営みについては、1年や2年で終わるものではなく、もっと長期にわたる視点に立ったのかわかりが必要とされるであろう。「その後」の生活をつくる営みや、その日々の暮らしのなかでの心身の回復のために、遺族・家族や被害にあった子ども・若者のおかれている個々の実情、回復のペースにあった各種相談・支援体制の整備を求めたい。

また、被害にあった子ども・若者本人や遺族・家族に対する誹謗中傷、特にインターネット上でのそれへの対応について、当事者の求めに応じて迅速に対応できるような仕組みの整備を求めたい。

- (5) 事後対応に関わる指針類等の内容及びその周知のあり方の点検・見直しを行うこと。特に「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」と整合性がある形で、新しい「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」を作成すること。

このことについて、前述の合宿時に遺族・家族側から出された意見・要望等は、次のとおりである。いずれも重大事故・事件の防止に関する学校現場での実践や教育行政の施策実施のあり方を、遺族・家族側からストレートに問うものばかりである。このような当事者からの問いかけに応答し、これまでの重大事故・事件防止のあり方のどこに課題があるのかを見極め、是正するためにも、文部科学省・地方教育行政そして個々の学校現場の点検作業を早急に行う必要があるだろう。

- ① 実際に今まで子どもの事故・事件防止や、事後対応のあり方に関して出された通知や指針類が、適切に学校現場や教育行政において運用されているのかどうか。現場任せになっていないか。適切に監査をするしくみが必要だと思われる。
- ② また、今までに出された通知・指針類も、本当に適切な内容が盛り込まれているのかどうか、調査・検証をする必要があるのではないか。たとえば、重大事故・事件発生時の救急車搬送について「校長判断」だけでなく「直接、教員が呼んでもいい(ダイレクトに呼べるように)」形になっているのか、点検が必要ではないか。
- ③ いじめを含む自死や事故等に対応指針が分かれているが、今後は統一した事後対応のルールづくりが必要ではないか。

なお、『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)』と整合性がある新しい『子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き』を作成すること」という要望は、2016(平成 28年)11月18日付で「語る会」から出された「学校事故対応に関する要望書」で要望した内容である。これを重ねて要望しておきたい。

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」では、児童生徒の自殺が起こった場合には、その背景にいじめが疑われるか否かにかかわらず、背景調査の実施が求められている。また、児童生徒の自殺がいじめにより生じた疑いがある場合には、事実関係の調査がいじめ防止対策推進法で義務づけられている。

しかし、平成 22 年 3 月に出された「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」には、自殺や自殺が疑われる死亡事案に対して、学校が速やかに初期(基本)調査を行う旨の記載がない。その結果、自殺及び自殺が疑われる死亡事案が発生した学校は事件後の対応に戸惑い、速やかに初期(基本)調査に取り掛かれていない事案が多い。この点にかかわって、再度、2016 年にも提出した要望事項の実施をあらためて求めるところである。

また、新しく作られる「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」の中の「遺族への関わり」の項には、本要望書で示した当事者の「事実を知りたい」という願いに寄り添った初期(基本)調査の在り方を明示することを求めたい。

(6) 重大事故・事件防止等に関する教員養成段階及び教職員研修等の取り組みの点検、見直しを行うこと。

このことについて、遺族・家族らから出された意見・要望は次のとおりである。この点も(4)と併せて、既存の教職員研修あるいは大学等における教員養成の内実を、遺族・家族の側から鋭く問うものである。

- ① 学校での事件・事故や教職員の「指導」で子どもが亡くなるということや、実際に起きたときの対応、遺族の心情等々について理解を深めるべく、教職員たちの感性、学び、人格的な成長を促してほしい。また、このような内容を、教員養成課程でしっかりと学んでほしい。
- ② いじめ防止や生徒指導のあり方について、さまざまな通知・指針等が文科省から出ている。中身はできてきているが、そこに「指導死」「教員のパワハラ、教員の虐待」で子どもが死ぬということを認めたものがないので、それを入れてほしい。
- ③ 学校での子どもの事故・事件防止については、プロの教員としての的確な判断が重要である。たとえば部活動などでスポーツ指導にあたる教職員のライセンス制度(定期的な更新が前提)、救命講習などの研修(必修ですることにも具体化)の充実が必要ではないか。

なお、すでに一部の大学において、たとえば教職課程で学ぶ学生を対象に重大事故・事件防止に関する学習会を開催したり、遺族・家族の体験を聴く場を設けたりしているところがある。このようなかたちで、遺族・家族の話や聴く場面を他大学の教職課程にまで広げるとともに、初任者研修から中堅教職員の研修、ベテラン層や管理職層に至るまでの教員研修計画のなかにも盛り込む必要がある。同様に、教育行政職員で事後対応や重大事故・事件の防止に携わる職員についても、独立行政法人教職員支援機構などを通じて、遺族・家族の話や聴く機会を積極的に設けていく必要があるだろう。

また、いわゆる「指導死」事案や教職員から子どもへの暴力・暴言の防止ともかかわって、たとえば教員養成段階からの感情コントロール力の育成に関する取り組みや、採用時及び採用後の定期的な研修の実施、学校内・教職員間での課題共有や支え合いなどの取り組みも必要であろう。

(7) 重大事故・事件の起きた学校及び教職員(集団)の「再生」に関する取り組みを充実させること。

この点にかかわって、前出の合宿時に遺族・家族から出された意見・要望は「指導教員からの心からの反省・謝罪がほしい」「指導者自身が事実を認めて謝罪してほしい」ということである。

現在、重大事故・事件にかかわった教職員側について、事後対応の過程ではどのような対応を当該の学校及び教育行政が行っているのか。この点についても、文部科学省や地方教育行政などが、従来の取り組みを当事者の側から点検して課題を洗い出し、必要な見直し作業を行っていく必要がある。

それこそ、たとえ自分たちに不都合なことであったとしても、起きてしまった重大事故・

事件にかかわる事実経過や背景要因と考えられる事柄については、教職員が自ら積極的に意見を述べたり、事情聴取に応じたりすることがなければ、遺族・家族の「知る権利」の保障など被害者救済の営みが大きく損なわれることになる。また、特に重大事故・事件に直接関係した教職員から十分な説明が得られない、話し合いに応じないなどの対応があるからこそ、遺族・家族はそれを求めて、訴訟提起などの手続きをとらざるをえなくなってしまうのである。だとすれば、重大事故・事件発生後の教職員の「誠実な」対応のあり方を実現していくための手立てを、これまでの遺族・家族と学校・教育行政のあり方を点検し、課題を洗い出すなかから見つめ直す必要があるだろう。

一方、その重大事故・事件が起きた学校の教育活動を再建し、教職員の実践を新たに作り直して再出発させていくという観点に立った場合にも、その重大事故・事件が起きた経過や背景要因を教職員自らがふりかえり、どの方向から、どのような取り組みを通じて出直していくのかを見つめさせていく作業が必要不可欠であろう。

さらに、本来、事後対応の過程での調査・検証作業には、遺族・家族側の「知る権利」の保障などの被害者救済という側面とともに、その事故・事件が起きた学校及び教職員集団の再生という側面もあるはずである。したがって事後対応の過程での調査・検証作業が不十分であるということは、被害者救済も不十分であるとともに、学校及び教職員（集団）の再生も不十分であるということになる。本気で文部科学省及び地方教育行政が重大事故・事件の防止に努めるのであれば、当該の学校を支えるかたちで、被害者救済及び当該の学校・教職員（集団）の再生に向けて、事後対応の過程での調査・検証作業に全力で取り組まなければならない。

そして、初期（基本）調査や調査委員会の運営といった事後対応のあらゆるプロセスにおいて、被害者救済及び当事者の参加・合意形成という観点と、上述の学校及び教職員（集団）の「再生」という観点の両立を図るためにも、当事者側・学校及び教育行政側ができるだけ事実経過や背景要因等に関する認識を共有していく営みが必要不可欠であろう。初期（基本）調査段階からはじまる事後対応のあらゆる場面を通じて、遺族・家族側及び学校・教育行政側の両者が協力し合って、一定の認識などを共有できなければ、お互いに不信感が募ることになるであろう。また、その両者の信頼関係を構築し、調査・検証作業の各場面で協力しあうためにも、時には厳しい指摘や批判・非難も出るかもしれないが、学校・教育行政や調査委員会は当事者たる遺族・家族の声に、事後対応のあらゆる場面で常に耳を傾け、その声に即して、できることからひとつひとつ対応していかなければならない。このことを、事後対応の基本原則の中に組み入れるべきである。

なお、このような学校や教職員（集団）の再生のプロセスには、かなり長期にわたる支援が必要であろう。そこで、調査委員会の報告書を出しっぱなしにすることなく、そこで提言された内容を着実に数年かけて実行していく営みのなかで、学校や教職員（集団）の再生を果して行けるような仕組みづくりが必要となる。また、学校や教職員（集団）の再生のプロセスを、同じ地域に暮らす遺族・家族や被害にあった子ども・若者本人、そして他の保護者や子ども・若者、地域社会の人々が常に見守っている。学校や教職員（集団）の再生、そして信頼回復に向けてのひとつひとつの営みが、こうした人々にも見える形で行われたり、その経過が説明されたりすることも大事であろう。

(8) 事後対応にかかわる教職員、行政職員、研究者、専門職の養成・研修を充実させること。

最後に、遺族・家族側から、「二次被害」防止のための対応として、事後対応にかかわる教職員・(教育)行政職員や研究者・専門職が、遺族・家族のおかれている実情について詳しく学ぶ機会を設けるなど、その養成・研修のあり方を検討する必要性があることを指摘しておきたい。

先ほど(2)や(3)でも述べたとおり、今後の初期(基本)調査や調査委員会による調査・検証作業の各場面において、被害者救済や当事者の参加・合意形成といった観点にもとづく対応が重視されなければならない。でなければ、1～3で述べたとおり、事後対応のさまざまな場面で、遺族・家族の「二次被害」が引き起こされることになる。

少なくともまずは事後対応にかかわる教職員、行政職員、研究者、専門職が、これまで当事者、特に遺族・家族がどのような状況に置かれてきたのか、何を要望しているのかをよく知ること。そのことを求めたい。

また、「知った」だけで終わりではなく、その上で教職員、行政職員、研究者、専門職の立場から、自分たちが「二次被害」の防止、さらには被害者救済や当事者の参加・合意形成に向けて何ができるのかを、できるだけ具体的に考えて、実行していただきたい。

そして、実際に何をどうすればいいのかよくわからなければ、当事者に尋ね、当事者の意見を聴いて、いっしょに考えていく姿勢を示してほしい。

結局のところ、事後対応の諸過程で「二次被害」を防ぐことや、あるいは被害者救済、当事者の参加・合意形成に向けての「近道」は何事も当事者抜きに考えず、くり返し当事者に説明をして、その意向を聴くことであろう。また、それが不十分な形でしか行われず、何の反省もなく継続しつづけるときに、当事者が異議申立てをせざるをえなくなる。その異議申し立てが激しくなれば、当然ながら学校・教育行政と何かとぶつかりあうこと生じる、それとともに、「二次被害」も起きやすくなると考えられるのである。

以上

○「語る会」合宿当日の写真（2017年8月26日～27日、神戸市のホテルフルーツフラワーにて開催）

